

補足資料

スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う
資格確認方法の所要の見直しについて

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (資格確認方法)

何らかの事情によりスマートフォンのマイナンバーカードが読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合については、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行う。

マイナンバーカードか、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンを
カードリーダーにかざすようご案内ください

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

何らかの事情でスマートフォンの
読み取りに失敗した場合

確認できた

問題なし

マイナンバーカード
を持っていない方の
場合

健康保険証
(~2025.12/1)

資格確認書
(2024.12/2~)

資格確認書 有効期限
XXXX
氏名 山田太郎
負担割合 3割
保険者名 ●●●

マイナ保険証
カード

スマホ

※カードは電子証明書の
有効期限後3カ月間は
オンライン資格確認可

告示第4号(旧第3号)

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面

資格情報のお知らせ

【再診の場合】

【初診の場合】

被保険者資格申立書

告示第2号

告示第1号

医療保険の 資格情報	
保険者名	●●組合
負担割合	3割
氏名	山田花子

※マイナポータルから
ダウンロードしたPDF
ファイルも可

告示新第3号

その場でマイナポータル
にログインし、表示され
た資格情報の画面を提示

資格情報のお知らせ
●●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際
マイナ保険証が必要

過去の受診で
請求に必要な
資格情報を把
握していれば、
患者への口頭
確認

被保険者資格申立書
署名 山田太郎

(事後に確認)

患者には適切な自己負担分(3割分等)の支払を求めてください

現行の医療機関等における資格確認方法に関する規定

◎ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）（抄）

（受給資格の確認等）

第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

一 **健康保険法**(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)**第三条第十三項に規定する電子資格確認**(以下「電子資格確認」という。)

二 **患者の提出し、又は提示する資格確認書**

三 **当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報**(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)**を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法**(当該患者が当該保険医療機関から療養の給付(居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護に限る。))を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。)

四 **その他厚生労働大臣が定める方法**

2～4 （略）

◎ 保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和6年厚生労働省令第351号）

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第15号)第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第16号)第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第80号)第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十三項に規定する電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。

一 **患者の提示する個人番号カード**(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。))**第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。)****及び資格情報通知書**(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第36号)第五十一条の三第一項、船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第5号)第四十条の三第一項、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第53号)第七条の三第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第29号)第二十条第一項に規定する資格情報通知書をいう。)

二 **患者の提示する個人番号カード及び番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの**

三 **保険医療機関等**(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。)**又は指定訪問看護事業者**(同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)**が、利用者証明用電子証明書**(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。))**の発行を受けた患者であつて、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三月を経過した日までの間にあるものについて、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号**(同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。))**に対応する利用者証明利用者符号**(同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。))**を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報**(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。))**の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法**